

鳥取県・岡山県共同東京アンテナショップにおける鳥取県商品の取扱認定基準

平成26年6月4日制定

平成27年1月5日一部改定

平成29年5月9日一部改定

販路拡大・輸出促進課

1. 取扱認定基準

- (1) 県内で生産または製造・加工された商品
- (2) 県外で製造・加工された商品で以下ア～ウに該当する商品

【食品について】

ア. 主たる原材料に『鳥取県産農林水産物』を使用している加工食品

イ. アに準じるものとして販路拡大・輸出促進課長が特に認める商品

(ア) 鳥取県産（一部地域含む。以下同じ。）の特徴を活かした農林水産物を原材料とした加工食品

(イ) 鳥取県産の特徴を活かした農林水産物を主たる原材料とした加工食品を原材料とした加工食品

《特産農林水産物例》

農産物：梨、柿、すいか、らっきょうなど

水産物：松葉がに、紅ズワイガニ、マグロ、ハタハタなど

畜産物：鳥取和牛、鳥取地鶏ピヨ、牛乳など

その他：椎茸、米など

※アおよびイの場合において、鳥取県産品の使用については、商品の表示又は加工業者への聞き取りにより確認するものとする。

ウ. 鳥取県産農林水産物の販売促進のために必要であると販路拡大・輸出促進課長が特に認める商品

例：らっきょう酢等

【食品以外について】

エ. 鳥取県の特徴的な商工物産や県の魅力を情報発信する上で効果的であると販路拡大・輸出促進課長が認める商品

(ア) 鳥取県の魅力を情報発信する上で効果的な商品

例：「鬼太郎」「コナン」「トリピー」などキャラクター商品等

鳥取県に関する書籍等

(イ) 『鳥取県産農林水産物』に由来した原材料を使用した石けん・化粧水等であって、鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした商品

例：鳥取県〇〇温泉を使用したミスト等

(3) 基本事項

上記、(1) または (2) に該当する商品であっても、次の要件を満たさないものは認められない。

- ①食品衛生法、食品表示法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法令）、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法（旧薬事法）、景品表示法（不当景品類および品質表示の適正化に関する法律）、計量法及びJIS規格（日本工業規格）等その他関係法令等に違反していないこと。
- ②原材料の調達から納品までの何れの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- ③各種保険等に加入する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。ただし、生鮮品についてはこの限りでない。
- ④内容やパッケージデザイン等が鳥取県又はとっとり・おかもま新橋館のイメージを損なうものでないこと。

2. 『取扱認定基準』の適用範囲

1. の「取扱認定基準」は、鳥取・岡山共同アンテナショップで販売するすべての鳥取県商品に適用するものとする。（チャレンジ商品、催事販売商品を含む。）